

平成 25 年 4 月

受益者の皆様へ

DIAMアセットマネジメント株式会社

「DIAM 新興市場日本株ファンド」の信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「DIAM新興市場日本株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託約款の変更をさせていただく予定でおりますので、お知らせ申し上げます。

この信託約款の変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および書面決議参考書類をお読みいただき、信託約款の変更に関する議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」に記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドは2013年3月29日現在販売停止措置をとっておりますが、本件約款変更はこの措置に影響を与えるものではありませんので、ご留意願います。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 予定している信託約款の変更内容および変更理由

当ファンドは、ポートフォリオの 7 割程度を日本の新興市場（ジャスダック、東証マザーズ等）の上場株式へ投資することとしております。

しかしながら近年、新興市場の規模は縮小傾向にあり、2006 年までは年間 100 件を超える IPO（株式公開）がありましたが、2007 年以降は減少傾向にあります。

また、IPO を上回るペースで上場企業数の減少が続いており、2013 年 2 月末時点の新興市場の上場企業数を当ファンド設定時と比較すると、300 社ほど減少しております。これは新興市場から上位市場への指定替え等が主な要因として挙げられます。

このような状況により、ファンドの投資対象は減少いたしております。また、新興市場の時価総額上位企業の指定替えがおこった場合や、指定替え企業数が増加する場合には、ファンドが組み入れている新興市場の上場銘柄の割合が一時的に 7 割を割り込んでしまうことが考えられます。

上記のような状況を勘案し、運用の継続性ならびに収益獲得機会の維持、拡大を図るため、新興市場以外の市場に上場している中小型株への投資割合を引き上げることいたしました。

詳しくは別紙「書面決議参考書面」の 1. 投資信託約款の変更の案（新旧対照表）をご参照下さい。

2. 信託約款の変更に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| ① 受益者の確定 | 平成 25 年 4 月 15 日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 25 年 4 月 15 日から平成 25 年 5 月 8 日まで |
| ③ 書面による決議の日（信託約款の変更の可否が決定される日） | 平成 25 年 5 月 9 日 |
| ④ 本決議に対する反対者の買取請求期間 | 平成 25 年 5 月 10 日から平成 25 年 5 月 29 日まで |
| ⑤ 信託約款の変更予定日 | 平成 25 年 5 月 31 日 |

・本書面による議決権の行使については平成 25 年 4 月 15 日現在の受益者の方を対象としております。

・本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成 25 年 5 月 31 日をもって当ファンドの信託約款を変更いたします。

・上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの信託約款変更の手続きは行いません。書面決議の結果は弊社ホームページ【<http://www.diam.co.jp/>】をご覧ください。弊社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

■書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託約款の変更について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成 25 年 5 月 8 日までに下記宛にご送付ください。平成 25 年 5 月 8 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

[送付先住所]

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビルヂング 5 階

D I A Mアセットマネジメント株式会社

商品企画部内 「DIAM 新興市場日本株ファンド」信託約款の変更に関する議決権行使書面受付窓口

[ご注意事項]

- ・同一の受益者の方が本信託約款の変更につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使内容が異なるときは、すべての議決権の行使に関して無効とさせていただきます。
- ・議案についての賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご提出されない場合）は、賛成するものとさせていただきます。
したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

■反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託約款の変更に対した受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（信託約款の変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託約款の変更の決議において反対した受益者の皆様にあらかじめご案内させていただきます。）

また、信託約款の変更の決議に反対した受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。なお、議決権の行使期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り当ファンドのご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[買取請求の手続き]

- ①買取請求受付期間 平成 25 年 5 月 10 日から平成 25 年 5 月 29 日まで
- ②弊社より信託約款の変更の決議に反対した受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③買取請求必要書類のご記入
- ④買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出
- ⑤販売会社（弊社を經由）から受託銀行への買取請求必要書類の送付
- ⑥受託銀行での買取請求必要書類の受理および当ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑦受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託約款の変更に対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（上記⑥）の解約価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。*

*税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および下記「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

D I A Mアセットマネジメント株式会社

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）